（引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十二条　引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交付の通知） **第七条**　財務大臣は、総務大臣から引揚者特別交付金国庫債券の発行の請求を受けたときは、受取人の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして第一号書式による交付通知書を当該受取人に交付させるものとする。 （交付の手続） **第八条**　引揚者特別交付金国庫債券は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）第四条第一項の規定による特別交付金認定通知書及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとする。 2　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、特別交付金認定通知書及び交付を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入された交付通知書と引換えに交付するものとする。 （氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出） **第九条**　法第三条第一項に規定する特別交付金を請求しようとする者は、引揚者特別交付金国庫債券の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該引揚者特別交付金国庫債券の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。	（交付の通知） **第七条**　財務大臣は、総務大臣から引揚者特別交付金国庫債券の発行の請求を受けたときは、受取人の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして第一号書式による引揚者特別交付金国庫債券交付通知書（以下「交付通知書」という。）を当該受取人に交付させるものとする。 （交付の手続） **第八条**　引揚者特別交付金国庫債券は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）第四条第一項の規定による特別交付金認定通知書の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入があり、かつ、次条の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある当該交付通知書と引換えに交付するものとする。 2　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、特別交付金認定通知書の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入があり、かつ、その者の印を押した交付通知書と引換えに交付するものとする。 （印鑑及び償還金支払場所の届出） **第九条**　法第三条第一項に規定する特別交付金を請求しようとする者は、引揚者特別交付金国庫債券の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための印鑑並びに当該引揚者特別交付金国庫債券の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。